

〔金銭消費貸借規定〕

第1条 (契約の成立)

本約定に基づく金銭消費貸借規定は、貴行が貴行所定の審査のうえ、表記借入金額を私に交付した時に成立するものとします。

第2条 (利率の変更)

変動金利の特約が無い場合、借入要項記載の利率は変更しないものとします。但し金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、貴行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のもにすることができ、変更にあたっては、予め書面により通知するものとします。なお、金利の特約書を別に差し入れた場合には、特約書条項に従うものとします。

第3条 (元利金返済額等の自動支払)

- 私は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が休日の場合は、その日の翌営業日、以下同じ。)までに毎回の元利金返済額(半年毎増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預入れておくものとします。
- 貴行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払戻しの上、毎回の元利金の返済にあてます。但し、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済用預金口座からの払戻しは行わないものとします。
- 毎回の元利金返済額相当額の預入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利返済額と損害額の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第4条 (繰上返済)

- 私が本契約による債務を期限前に繰上げて返済できる日は借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上返済日の7日前までに貴行へ通知するものとします。
- 繰上返済により半年毎に増額返済分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
- 私が繰上返済をする場合には、貴行所定の手数料を支払うものとします。
- 一部繰上返済をする場合には、前3項による他、下表のとおり取扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用
繰上返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②繰上返済日に続く6ヵ月後までの期間中の半年毎増額返済元金
最終回返済日の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰上げます。この場合にも、繰上返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとします。	

第5条 (期限前の全額返済義務)

- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合、私は貴行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内法または国外法上の手続開始の申立があったとき。
 - 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 私の貴行に対する預金その他貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送達されたとき。
 - 第3条に定める返済を遅延し、貴行からの督促をうけても次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって貴行に私の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には、貴行から請求あり次第この取引にもとづく債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - 私が貴行に対する他の債務について期限の利益を失ったとき。(または支払を遅滞したとき。)
 - 私が第9条又は第10条の規定に違反したとき。
 - この取引に関し私が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条 (反社会的勢力の排除)

- 私または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 私または連帯保証人が、暴力団員等若しくは第1項各号の何れかに該当し、若しくは前項各号の何れかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
- 前項の規定の適用により、私または連帯保証人に損害が生じた場合には、貴行に何らの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私または連帯保証人はその損害賠償責任を負うものとします。

- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第7条の1 (貴行からの相殺)

- 貴行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、および第5条または第6条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、私の貴行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しをうけ、この取引の債務の返済に充当することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。但し、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第7条の2 (私からの相殺)

- 私は、この契約による債務と期限の到来している私の貴行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰上げ等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに貴行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第8条 (債務の返済等に充当する順序)

- 貴行からの相殺をする場合に、この契約による債務の他に貴行取引上の他の債務があるときは、貴行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、私は、その指定に対し異議を述べないものとします。
- 私から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に貴行取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、貴行が指定することができ、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項の尚書又は第3項によって貴行が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

第9条 (担保)

私は、私の資力ならびに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく貴行に通知するものとし、貴行から請求があったときは、直ちに貴行の承認する連帯保証人をたて、または相当の担保を差し入れるものとします。

第10条 (代り証書等の差入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷した場合には、私は貴行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第11条 (印鑑照合)

貴行がこの取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影又は返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第12条 (届出事項)

- 私は、氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により貴行へ届出するものとします。尚、私は、貴行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。
- 私は、前項の通知を怠り、貴行からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、貴行が通常到着すべき時に到達したものとみなすことに異議のないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第13条 (成年後見人等の届出)

- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
- 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届けるものとします。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届けるものとします。
- 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届けるものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、貴行にはいっさいご迷惑をおかけいたしません。

第14条 (費用の負担)

この契約に基づく取引に関し、権利の行使または保全に要した費用は私が負担するものとします。

第15条 (公正証書作成義務)

私は、貴行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続をとるものとします。このために要した費用は私が負担するものとします。

第16条 (報告及び調査)

- 財産、債務、経営、業況、収入等について貴行が請求したときは、私は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、私は貴行から請求がなくても直ちに報告するものとします。

第17条 (団体信用生命保険)

借入要項において、団体信用生命保険を「あり」とした場合には、私は連帯保証人とともに次の通り約定します。

- 私はこの債務の担保として、貴行が指定した団体信用生命保険に加入する事に同意します。この場合、貴行が保険契約者、私を被保険者、貴行を保険金受取人とします。
- 前項の生命保険契約額は借入金額相当額とし、保険料の負担は貴行の負担としま

す。なお、保険契約額は借入金の返済により減額します。

3. 私または保証人は前項の保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく貴行に通知のうえ、貴行の指示に従うものとします。

4. 被保険者に第1項の保険契約に定める保険事故が発生し、保険会社から貴行がその保険金を受領したときは、貴行は受領金相当額を債務のいかんに関わらず、私の貴行に対する債務の返済に充当するものとします。ただし、第1項の保険契約に関し、告知義務違反その他の事由により、保険会社から貴行が保険金の返還を請求された場合には、私は本項の返済充当を取り消され、返還すべき金額に相当する本債務につき、ただちに返済するものとします。

5. 私が期限の利益を失った場合、貴行は保険料の支払を停止することができるものとします。

第18条（合意管轄）

1. 本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。

2. この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、貴行本店又はこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（債権譲渡）

貴行は、私に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第20条（契約の変更）

1. 貴行は、本条の規定書に基づき、次に掲げる場合には、規定書の変更をすることにより、変更後の規定書の条項について合意があったものとみなし、個別に私と合意することなく契約の内容を変更することができます。

(1) 規定書の変更が、私の一般の利益に適合するとき。

(2) 規定書の変更が、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 貴行は、前項の規定による規定書の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、規定書を変更する旨及び変更後の規定書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

第21条（預金の払戻に関する特則）

本契約にかかる商品・役務の対価につき、一部自己の金員を支出する場合、私は、普通預金規定の定めに関わらず、私の普通預金口座より当該金員の払戻しを受けたものとし、銀行が本契約による融資金と当該金員を合算して、私の指定する者へ交付する事を了承します。

以 上